

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町

合 併 協 議 会

第 1 7 回総務・企画・議会小委員会

日時 : 平成 1 5 年 5 月 2 0 日(火)

午前 9 時 3 0 分

場所 : 丹後町役場 2 階第 4 会議室

次 第

1 開会

2 委員紹介

3 委員長の選任

4 議題

- (1) 協議第 1 号 8 地方税の取扱いに関する事(その2)
- (2) 協議第 3 号 13 一部事務組合等の取扱いに関する事
- (3) 協議第 4 号 19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱い
- (4) 協議第 5 号 21 - 7 マイクロバスの取扱い
- (5) 協議第 6 号 5 財産及び債務の取扱いに関する事(その2)
- (6) 協議第 7 号 21 - 13 町営バス事業の取扱い
- (7) 協議第 8 号 21 - 15 指定金融機関の取扱い
- (8) 次回の議題について
 - 9 一般職の職員の身分の取扱いに関する事
 - 10 特別職等の身分の取扱いに関する事
 - 11 条例、規則の取扱いに関する事
 - 12 事務機構及び組織の取扱いに関する事
 - 14 使用料及び手数料等の取扱いに関する事
 - 16 各種団体への補助金、交付金等の取扱いに関する事その他

(9) 次回の小委員会の日程

日程 平成15年6月17日(火) 午前9時30分

場所 丹後町役場2階第4会議室

5 その他

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第1号

8 地方税の取扱いに関すること(その2)

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会	
分類	5 都市計画税	分科会名				
		現 況				
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町
1 納税義務者	都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者	該当なし	都市計画区域内に所在する土地及び家屋の所有者	該当なし	該当なし	該当なし
2 税率	0.11/100		0.2/100			
3 課税標準	法定どおり		法定どおり			
4 納期	固定資産税の納期と同じ		固定資産税の納期と同じ			
5 徴収方法	固定資産税とあわせて徴収		固定資産税とあわせて徴収			
6 都市計画区域	町内全域(市街化線引きなし) ただし、以下の区域内に所在する土地・家屋には都市計画税を課さない。 農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域 森林法第5条第2項第1号に規定する森林の区域(都市計画法第8条第1項に規定する用途地域を除く) 地方税法第341条第1項第2号に規定する土地のうち原野の区域(都市計画法第8条第1項に規定する用途地域を除く)		網野、浅茂川、下岡、小浜地内			
根拠条例・要綱・規則等	峰山町都市計画税条例	大宮町税条例	網野町税条例	丹後町税条例	弥栄町税条例	久美浜町税条例

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	税務部会
分類	5 都市計画税		分科会名	

課 題	調 整 結 果
<p>1. 都市計画の見直しは、合併に伴い必要となるが、この見直し作業については合併後におこなわれるため、見直しされ、かつ、その変更認可については数年を要する。</p> <p>2. 合併に伴い、市域の中で都市計画税の課税について、新たな不均衡が生まれることになる。</p>	<p>(案)</p> <p>一元化に調整の上、新市に移行する。税率は一旦ゼロとし、新市において都市計画の見直しに併せて、改めて税率を設定するものとする。</p>

	税 率	備 考
福知山市	0.1	ただし、固定資産税率は1.5 (標準税率は1.4)
舞鶴市	-	ただし、固定資産税率は1.6
綾部市	0.1	ただし、固定資産税率は1.5
宮津市	0.1	ただし、固定資産税率は1.5
篠山市	-	従来から課税していない
さぬき市	-	従来から課税していない
西東京市	0.3	田無0.26 保谷0.22 合併時は0.24に調整するが、2年後に0.3
潮来市	0.3	潮来0.30 牛堀0 合併特例により3年間は従前のとおり。旧牛堀は3年後に0.2 その翌年に0.3とし、最終的には、0.3

小委員会確認期日		協議会確認期日	
----------	--	---------	--

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関すること		整理番号			専門部会名	税務部会																														
分類	1 固定資産税		分科会名																																		
項 目		現		況																																	
		峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町																														
6 - 2 【課税免除及び不均一課税】																																					
半島振興法関係	<p>該当事業所の固定資産に対し、3年度分に限り次の税率を適用する。</p> <table border="1"> <tr><td>初年度</td><td>0.10%</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.35%</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.70%</td></tr> </table>	初年度	0.10%	第2年度	0.35%	第3年度	0.70%	<p>該当事業所の固定資産に対し、3年度分に限り次の税率を適用する。</p> <table border="1"> <tr><td>初年度</td><td>0.14%</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.35%</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.70%</td></tr> </table>	初年度	0.14%	第2年度	0.35%	第3年度	0.70%	<p>該当事業所の固定資産に対し、3年度分に限り次の税率を適用する。</p> <table border="1"> <tr><td>初年度</td><td>0.10%</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.35%</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.70%</td></tr> </table>	初年度	0.10%	第2年度	0.35%	第3年度	0.70%	<p>該当事業所の固定資産に対し、3年度分に限り次の税率を適用する。</p> <table border="1"> <tr><td>初年度</td><td>0.14%</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.35%</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.70%</td></tr> </table>	初年度	0.14%	第2年度	0.35%	第3年度	0.70%	<p>該当事業所の固定資産に対し、3年度分に限り次の税率を適用する。</p> <table border="1"> <tr><td>初年度</td><td>0.14%</td></tr> <tr><td>第2年度</td><td>0.35%</td></tr> <tr><td>第3年度</td><td>0.70%</td></tr> </table>	初年度	0.14%	第2年度	0.35%	第3年度	0.70%	なし	
初年度	0.10%																																				
第2年度	0.35%																																				
第3年度	0.70%																																				
初年度	0.14%																																				
第2年度	0.35%																																				
第3年度	0.70%																																				
初年度	0.10%																																				
第2年度	0.35%																																				
第3年度	0.70%																																				
初年度	0.14%																																				
第2年度	0.35%																																				
第3年度	0.70%																																				
初年度	0.14%																																				
第2年度	0.35%																																				
第3年度	0.70%																																				
根拠条例・要綱・規則等																																					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	8 地方税の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	税務部会
分類	1 固定資産税	分科会名			
課 題			調 整 結 果		
<p>[半島振興法関係] 税条例の特例を設けている町と設けていない町がある。 初年度の税率に差異がある。</p>			<p>(案) 半島振興法における税条例の特例は、大宮町の例により一元化に調整の上、新市へ移行する。</p>		
小委員会確認期日			協議会確認期日		

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第3号

13 一部事務組合等の取扱いに関する事

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況（ 1 ）

合併協定項目	1 3 一部事務組合等の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	総務部会																																																														
分類	1 一部事務組合等		分科会名																																																															
現況																																																																		
項目																																																																		
1 丹後広域消防組合	<table border="1"> <tr><td>構成市町村</td><td>峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>昭和62年3月5日</td></tr> <tr><td>事務内容</td><td>消防に関する事務</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>93人</td></tr> <tr><td>事務所の位置</td><td>〒627-0011 京都府中郡峰山町字丹波826番地の1 電話0772-62-0110 FAX0772-62-6119</td></tr> <tr><td>管理者</td><td>峰山町長</td></tr> <tr><td>副管理者</td><td>管理者以外の関係町の長の職にある者</td></tr> <tr><td>収入役</td><td>峰山町収入役</td></tr> <tr><td>議員定数</td><td>12人（関係町の定数2）</td></tr> <tr><td>議員任期</td><td>関係町の議会の議員の任期</td></tr> <tr><td>監査委員</td><td>監査委員2人</td></tr> <tr><td>経費</td><td>国庫支出金、地方債、関係町の分担金、手数料及びその他の収入をもって支弁する。分担金は、関係町の地方交付税の消防費に係る基準財政需要額の比率により算出した額をもって分賦する。</td></tr> </table>	構成市町村	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町	設立年月日	昭和62年3月5日	事務内容	消防に関する事務	職員数	93人	事務所の位置	〒627-0011 京都府中郡峰山町字丹波826番地の1 電話0772-62-0110 FAX0772-62-6119	管理者	峰山町長	副管理者	管理者以外の関係町の長の職にある者	収入役	峰山町収入役	議員定数	12人（関係町の定数2）	議員任期	関係町の議会の議員の任期	監査委員	監査委員2人	経費	国庫支出金、地方債、関係町の分担金、手数料及びその他の収入をもって支弁する。分担金は、関係町の地方交付税の消防費に係る基準財政需要額の比率により算出した額をもって分賦する。	<table border="1"> <tr><td rowspan="4">土地・建物</td><td rowspan="3">建物</td><td>土地</td><td>1,200.0㎡</td></tr> <tr><td>木造</td><td></td></tr> <tr><td>非木造</td><td>2,574.2㎡</td></tr> <tr><td>計</td><td>2,574.2㎡</td></tr> <tr><td rowspan="4">車両等</td><td rowspan="4"></td><td>乗用車</td><td></td></tr> <tr><td>貨物車</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>19</td></tr> <tr><td>計</td><td>19</td></tr> <tr><td rowspan="3">基金</td><td rowspan="3"></td><td>財政調整基金</td><td>3,298千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>3,298千円</td></tr> <tr><td colspan="2">地方債等</td><td>223,650千円</td></tr> <tr><td rowspan="2">債務</td><td colspan="2">債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額</td><td>無</td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td><td>平成13年3月31日現在</td></tr> </table>	土地・建物	建物	土地	1,200.0㎡	木造		非木造	2,574.2㎡	計	2,574.2㎡	車両等		乗用車		貨物車		その他	19	計	19	基金		財政調整基金	3,298千円	その他		計	3,298千円	地方債等		223,650千円	債務	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額		無	備考		平成13年3月31日現在		
構成市町村	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町																																																																	
設立年月日	昭和62年3月5日																																																																	
事務内容	消防に関する事務																																																																	
職員数	93人																																																																	
事務所の位置	〒627-0011 京都府中郡峰山町字丹波826番地の1 電話0772-62-0110 FAX0772-62-6119																																																																	
管理者	峰山町長																																																																	
副管理者	管理者以外の関係町の長の職にある者																																																																	
収入役	峰山町収入役																																																																	
議員定数	12人（関係町の定数2）																																																																	
議員任期	関係町の議会の議員の任期																																																																	
監査委員	監査委員2人																																																																	
経費	国庫支出金、地方債、関係町の分担金、手数料及びその他の収入をもって支弁する。分担金は、関係町の地方交付税の消防費に係る基準財政需要額の比率により算出した額をもって分賦する。																																																																	
土地・建物	建物	土地	1,200.0㎡																																																															
		木造																																																																
		非木造	2,574.2㎡																																																															
	計	2,574.2㎡																																																																
車両等		乗用車																																																																
		貨物車																																																																
		その他	19																																																															
		計	19																																																															
基金		財政調整基金	3,298千円																																																															
		その他																																																																
		計	3,298千円																																																															
地方債等		223,650千円																																																																
債務	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額		無																																																															
	備考		平成13年3月31日現在																																																															
2 奥丹後養老施設組合	<table border="1"> <tr><td>構成市町村</td><td>峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町</td></tr> <tr><td>設立年月日</td><td>昭和33年11月5日</td></tr> <tr><td>事務内容</td><td>養護老人ホームの経営管理</td></tr> <tr><td>職員数</td><td>27人（正職員15人、臨時職員12人）</td></tr> <tr><td>事務所の位置</td><td>〒627-0111 京都府竹野郡弥栄町字溝谷4206 満寿園 電話0772-65-2558 FAX0772-65-2971</td></tr> <tr><td>管理者</td><td>弥栄町長</td></tr> <tr><td>副管理者</td><td></td></tr> <tr><td>収入役</td><td></td></tr> <tr><td>議員定数</td><td>6人（関係町の町長、組合管理者町にあっては助役）</td></tr> <tr><td>議員任期</td><td></td></tr> <tr><td>監査委員</td><td></td></tr> <tr><td>経費</td><td>法令により組合に属する収入、寄附金及び賦課金をもってこれにあてる。賦課金は人口割（国調）をもって組合議会の議決を経て組合を組織する町に賦課する。</td></tr> </table>	構成市町村	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町	設立年月日	昭和33年11月5日	事務内容	養護老人ホームの経営管理	職員数	27人（正職員15人、臨時職員12人）	事務所の位置	〒627-0111 京都府竹野郡弥栄町字溝谷4206 満寿園 電話0772-65-2558 FAX0772-65-2971	管理者	弥栄町長	副管理者		収入役		議員定数	6人（関係町の町長、組合管理者町にあっては助役）	議員任期		監査委員		経費	法令により組合に属する収入、寄附金及び賦課金をもってこれにあてる。賦課金は人口割（国調）をもって組合議会の議決を経て組合を組織する町に賦課する。	<table border="1"> <tr><td rowspan="4">土地・建物</td><td rowspan="3">建物</td><td>土地</td><td>3,618.0㎡</td></tr> <tr><td>木造</td><td></td></tr> <tr><td>非木造</td><td>1,770.9㎡</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,770.9㎡</td></tr> <tr><td rowspan="4">車両等</td><td rowspan="4"></td><td>乗用車</td><td>2台</td></tr> <tr><td>貨物車</td><td>1台</td></tr> <tr><td>その他</td><td></td></tr> <tr><td>計</td><td>3台</td></tr> <tr><td rowspan="3">基金</td><td rowspan="3"></td><td>財政調整基金</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,389千円</td></tr> <tr><td>計</td><td>3,389千円</td></tr> <tr><td colspan="2">地方債等</td><td>36,100千円</td></tr> <tr><td rowspan="2">債務</td><td colspan="2">債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額</td><td>42,900千円</td></tr> <tr><td colspan="2">備考</td><td>平成14年3月31日現在</td></tr> </table>	土地・建物	建物	土地	3,618.0㎡	木造		非木造	1,770.9㎡	計	1,770.9㎡	車両等		乗用車	2台	貨物車	1台	その他		計	3台	基金		財政調整基金		その他	3,389千円	計	3,389千円	地方債等		36,100千円	債務	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額		42,900千円	備考		平成14年3月31日現在		
構成市町村	峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町																																																																	
設立年月日	昭和33年11月5日																																																																	
事務内容	養護老人ホームの経営管理																																																																	
職員数	27人（正職員15人、臨時職員12人）																																																																	
事務所の位置	〒627-0111 京都府竹野郡弥栄町字溝谷4206 満寿園 電話0772-65-2558 FAX0772-65-2971																																																																	
管理者	弥栄町長																																																																	
副管理者																																																																		
収入役																																																																		
議員定数	6人（関係町の町長、組合管理者町にあっては助役）																																																																	
議員任期																																																																		
監査委員																																																																		
経費	法令により組合に属する収入、寄附金及び賦課金をもってこれにあてる。賦課金は人口割（国調）をもって組合議会の議決を経て組合を組織する町に賦課する。																																																																	
土地・建物	建物	土地	3,618.0㎡																																																															
		木造																																																																
		非木造	1,770.9㎡																																																															
	計	1,770.9㎡																																																																
車両等		乗用車	2台																																																															
		貨物車	1台																																																															
		その他																																																																
		計	3台																																																															
基金		財政調整基金																																																																
		その他	3,389千円																																																															
		計	3,389千円																																																															
地方債等		36,100千円																																																																
債務	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額		42,900千円																																																															
	備考		平成14年3月31日現在																																																															
根拠条例・要綱・規則等																																																																		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
1 一部事務組合等		<p>(案)</p> <p>丹後広域消防組合、竹野川環境衛生組合、峰山・大宮公共下水道組合及び竹野郡塵芥処理組合は、合併の前日をもって解散し、その事務事業、財産及び職員についてはすべて新市に引継ぐ。</p> <p>また、丹後地区広域市町村圏事務組合、京都府市町村交通災害共済組合、京都府町村議会議員公務災害補償等組合、京都府自治会館管理組合、京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合、京都府市町村職員退職手当組合及び丹後地区土地開発公社は、合併の前日をもって脱退し、新市において加入する。</p> <p>なお、奥丹後養老施設組合は、合併の前日をもって解散し、債務については新市に引継ぐ。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会																
分類	1 一部事務組合等	分科会名																			
現 況																					
項目																					
3 竹野川環境衛生組合	構成市町村	峰山町・大宮町・丹後町・弥栄町																			
	設立年月日	昭和40年6月10日																			
	事務内容	し尿処理施設・火葬場の設置経営管理、し尿・汚泥の収集運搬処理																			
	職員数	12人(正職員7人、臨時職員5人)																			
	事務所の位置	〒627-0131 京都府弥栄町字和田野小字下太田38-1 竹野川衛生センター内 電話0772-65-2836 FAX0772-65-3399																			
	管理者	弥栄町長																			
	副管理者	峰山町長・大宮町長・丹後町長																			
	収入役																				
	議員定数	12人(関係町3人)																			
	議員任期	組合町の議会の議員の任期																			
	監査委員	監査委員2人																			
	経費	<p>分担金は、最近の国勢調査の結果による人口比率をもって、組合町が分担し、当該年度の4月末日と10月末日の2期に分納するものとする。し尿処理施設建設に係る経費(地方債の元利償還金を含む。)は、国庫等支出金、地方債、その他の収入及び分担金をもってあてる。分担金は、次の割合をもって組合町が分担し、当該年度の4月末日と10月末日の2期に分納するものとする。ただし、過不足が生じたときは、当該年度の3月末日までに精算し、組合町へ追徴又は返納するものとする。</p> <table border="1"> <tr><td>峰山町</td><td>100分の41.5</td></tr> <tr><td>大宮町</td><td>100分の29.6</td></tr> <tr><td>丹後町</td><td>100分の22.0</td></tr> <tr><td>弥栄町</td><td>100分の6.9</td></tr> </table> <p>火葬場建設費にかかる起債が償還されるまでの間の償還は次の割合をもって組合町が分担する。</p> <table border="1"> <tr><td>峰山町</td><td>100分の50.0</td></tr> <tr><td>大宮町</td><td>100分の15.5</td></tr> <tr><td>丹後町</td><td>100分の14.5</td></tr> <tr><td>弥栄町</td><td>100分の20.0</td></tr> </table>				峰山町	100分の41.5	大宮町	100分の29.6	丹後町	100分の22.0	弥栄町	100分の6.9	峰山町	100分の50.0	大宮町	100分の15.5	丹後町	100分の14.5	弥栄町	100分の20.0
	峰山町	100分の41.5																			
	大宮町	100分の29.6																			
丹後町	100分の22.0																				
弥栄町	100分の6.9																				
峰山町	100分の50.0																				
大宮町	100分の15.5																				
丹後町	100分の14.5																				
弥栄町	100分の20.0																				
主な財産	土地・建物	土地	9,129.17㎡																		
		建物	木造	3,445.64㎡																	
			非木造	3,445.64㎡																	
			計	6,891.28㎡																	
	車両等	乗用車	1台																		
		貨物車	1台																		
		その他	4台(霊柩車2台・バキューム車2台)																		
		計	6台																		
	基金	財政調整基金	89,624,288円																		
		その他																			
		計	89,624,288円																		
		地方債等	2,427,563,465円																		
債務	債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額																				
	備考		平成14年3月31日現在																		
根拠条例・要綱・規則等																					

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	1 一部事務組合等	分科会名				
現 況						
項目						
4 峰山・大宮公共下水道組合	構成市町村	峰山町・大宮町				
	設立年月日	平成6年4月1日				
	事務内容	公共下水道の設置管理運営				
	職員数	9人(3月31日現在、ただし、4月1日は10人)				
	事務所の位置	〒627-8567京都府中郡峰山町字杉谷889 峰山町役場内 電話0772-62-7719 FAX0772-62-6716				
	管理者	峰山町長				
	副管理者	大宮町長・峰山町助役・大宮町助役				
	収入役	峰山町収入役				
	議員定数	12人(関係町6人)				
	議員任期	関係町の議会の議員の任期				
	監査委員					
	経費	補助金、地方債、関係町の分担金、受益者の分担金、使用料及びその他の収入をもって充てる。 分担金は、次の割合により算出した額をもって分賦する。 計画区域面積比割 3分の1 計画人口比割 3分の1 計画汚水量比割 3分の1				
		主な財産	土地・建物	土地	48,934㎡	
				建物	木造	
				非木造	2,726㎡	
				計	2,726㎡	
		車両等	乗用車	2台		
			貨物車			
			その他			
			計	2台		
		基金	財政調整基金	100,000,000円		
			その他	44,420,000円		
			計	144,420,000円		
	債務	地方債等				
		債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額				
		備考		平成14年3月31日現在		
5 竹野郡塵芥処理組合	構成市町村	網野町・丹後町・弥栄町				
	設立年月日					
	事務内容	一般廃棄物最終処分場の設置及び運営管理				
	職員数	5人(正職員2人<構成町から派遣>、併任職員3人)				
	事務所の位置	〒629-3101 京都府竹野郡網野町字網野353-1 網野町役場内 電話0772-72-6603 FAX0772-72-6603				
	管理者					
	副管理者					
	収入役					
	議員定数	9人(関係町から各3人)				
	議員任期	組合町の議会の議員の任期				
	監査委員					
	経費					
		主な財産	土地・建物	土地	38,922.79㎡	
				建物	木造	-
				非木造	2,699.927㎡	
				計	2,699.927㎡	
		車両等	乗用車			
			貨物車	2台		
			その他	5台		
			計	7台		
		基金	財政調整基金			
			その他			
			計			
	債務	地方債等		1,430,329,496円		
		債務負担行為に基づく平成14年度以降の支出予定額		18,000,000円		
		備考		平成14年3月31日現在		
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会																								
分類	1 一部事務組合等	分科会名																											
現 況																													
項 目																													
6 丹後地区広域市町村圏事務組合	<table border="1"> <tr> <td>構成市町村</td> <td>宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>平成3年2月20日</td> </tr> <tr> <td>事務内容</td> <td>広域市町村計画の策定、事業実施の連絡調整、広域的事業の実施</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>5人(専任2、兼任1、嘱託1)</td> </tr> <tr> <td>事務所の位置</td> <td>〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 電話0772-22-8334 FAX0772-22-8334</td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td>宮津市長</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>峰山町長</td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td>宮津市収入役</td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td>11人</td> </tr> <tr> <td>議員任期</td> <td>関係市町の議会の議員の任期</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td>監査委員2人</td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>関係市町の分担金、補助金その他の収入をもって充てる。 分担金は、次の割合により当該関係市町に分賦する。 (1) 均等割 40パーセント (2) 人口割 60パーセント</td> </tr> </table>					構成市町村	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町	設立年月日	平成3年2月20日	事務内容	広域市町村計画の策定、事業実施の連絡調整、広域的事業の実施	職員数	5人(専任2、兼任1、嘱託1)	事務所の位置	〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 電話0772-22-8334 FAX0772-22-8334	理事長	宮津市長	副理事長	峰山町長	収入役	宮津市収入役	議員定数	11人	議員任期	関係市町の議会の議員の任期	監査委員	監査委員2人	経費	関係市町の分担金、補助金その他の収入をもって充てる。 分担金は、次の割合により当該関係市町に分賦する。 (1) 均等割 40パーセント (2) 人口割 60パーセント
構成市町村	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町																												
設立年月日	平成3年2月20日																												
事務内容	広域市町村計画の策定、事業実施の連絡調整、広域的事業の実施																												
職員数	5人(専任2、兼任1、嘱託1)																												
事務所の位置	〒626-8501 京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 電話0772-22-8334 FAX0772-22-8334																												
理事長	宮津市長																												
副理事長	峰山町長																												
収入役	宮津市収入役																												
議員定数	11人																												
議員任期	関係市町の議会の議員の任期																												
監査委員	監査委員2人																												
経費	関係市町の分担金、補助金その他の収入をもって充てる。 分担金は、次の割合により当該関係市町に分賦する。 (1) 均等割 40パーセント (2) 人口割 60パーセント																												
7 京都市市町村交通災害共済組合	<table border="1"> <tr> <td>構成市町村</td> <td>向日市、長岡京市、城陽市、八幡市、京田辺市、府内全町村</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>昭和43年4月10日</td> </tr> <tr> <td>事務内容</td> <td>交通災害共済に関する事務</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>0人(京都市町村会)</td> </tr> <tr> <td>事務所の位置</td> <td>〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都市自治会館内(京都市町村会) 電話075-411-0200(京都市町村会) FAX075-411-0090(京都市町村会)</td> </tr> <tr> <td>管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>副管理者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>収入役</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議員定数</td> <td>11人(与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡 3人)</td> </tr> <tr> <td>議員任期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>監査委員</td> <td></td> </tr> <tr> <td>経費</td> <td>交通災害共済加入者の掛金、利息その他の収入をもって支弁するものとする。 各年度における組合の収入金をもって支出金に不足を生ずる場合において必要あるときは、組合市町村が負担する。 不足額は、当該会計年度の末日における組合市町村ごとの加入者数に応じて負担するものとする。</td> </tr> </table>					構成市町村	向日市、長岡京市、城陽市、八幡市、京田辺市、府内全町村	設立年月日	昭和43年4月10日	事務内容	交通災害共済に関する事務	職員数	0人(京都市町村会)	事務所の位置	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都市自治会館内(京都市町村会) 電話075-411-0200(京都市町村会) FAX075-411-0090(京都市町村会)	管理者		副管理者		収入役		議員定数	11人(与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡 3人)	議員任期	2年	監査委員		経費	交通災害共済加入者の掛金、利息その他の収入をもって支弁するものとする。 各年度における組合の収入金をもって支出金に不足を生ずる場合において必要あるときは、組合市町村が負担する。 不足額は、当該会計年度の末日における組合市町村ごとの加入者数に応じて負担するものとする。
構成市町村	向日市、長岡京市、城陽市、八幡市、京田辺市、府内全町村																												
設立年月日	昭和43年4月10日																												
事務内容	交通災害共済に関する事務																												
職員数	0人(京都市町村会)																												
事務所の位置	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都市自治会館内(京都市町村会) 電話075-411-0200(京都市町村会) FAX075-411-0090(京都市町村会)																												
管理者																													
副管理者																													
収入役																													
議員定数	11人(与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡 3人)																												
議員任期	2年																												
監査委員																													
経費	交通災害共済加入者の掛金、利息その他の収入をもって支弁するものとする。 各年度における組合の収入金をもって支出金に不足を生ずる場合において必要あるときは、組合市町村が負担する。 不足額は、当該会計年度の末日における組合市町村ごとの加入者数に応じて負担するものとする。																												
根拠条例・要綱・規則等																													

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況（ 1 ）

合併協定項目	13	一部事務組合等の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1	一部事務組合等	分科会名			
現 況						
項 目						
8 京都府町村議会議員公務災害補償等組合	構成市町村	全町村				
	設立年月日	昭和62年3月5日				
	事務内容	議員の公務災害補償等に関する事務				
	職員数	3人				
	事務所の位置	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都府自治会館内 電話075-411-0234 FAX075-411-0235				
	管理者					
	副管理者					
	収入役					
	議員定数	9人(与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡 3人)				
	議員任期	2年				
	監査委員	監査委員 2人				
	経費	組合町村の負担金、準備積立金、組合の財産から生ずる収入およびその他の収入をもってあてる。				
	9 京都府自治会館管理組合	構成市町村	京都市を除く全市町村			
設立年月日						
事務内容		京都府自治会館の設置管理運営				
職員数		5人				
事務所の位置		〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都府自治会館内（京都府町村会） 電話075-411-0202（京都府町村会） FAX075-411-0090（京都府町村会）				
管理者						
副管理者						
収入役						
議員定数		6人(市長2、町村長2、市議会議長1、町村議会議長1)				
議員任期		2年				
監査委員						
経費						
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日	協議会確認期日	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況（ 1 ）

合併協定項目	13	一部事務組合等の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1	一部事務組合等	分科会名			
現 況						
項目						
10 京都府住宅新築資金等貸付事業管理組合	構成市町村	京都市、城陽市、向日市を除く全市、大山崎町、久御山町、宇治田原町、山城町、野田川町を除く全町				
	設立年月日					
	事務内容	住宅新築資金等に係る債権管理及び地方債の償還に関する事務				
	職員数	13人（専任2人、併任4人、嘱託7人）				
	事務所の位置	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都府自治会館内 電話075-417-4545 FAX075-451-5300				
	管理者					
	副管理者					
	収入役					
	議員定数	10人(宮津市、与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡 3人)				
	議員任期	2年				
	監査委員					
	経費					
11 京都府市町村職員退職手当組合	構成市町村	網野町を除く全町村、一部事務組合（24）、向日市、京田辺市				
	設立年月日	昭和37年12月25日				
	事務内容	退職手当の支給				
	職員数	8人				
	事務所の位置	〒602-8048 京都市上京区西洞院通下立売上る西大路町149-1 京都府自治会館内（京都府町村会） 電話075-411-0200（京都府町村会） FAX075-411-0090（京都府町村会）				
	管理者					
	副管理者					
	収入役					
	議員定数	13人(与謝郡、中郡、竹野郡、熊野郡 4人)				
	議員任期	2年				
	監査委員					
	経費					
根拠条例・要綱・規則等						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	総務部会																				
分類	1 一部事務組合等	分科会名																							
現 況																									
項 目																									
12 丹後地区土地開発公社	<table border="1"> <tr> <td>構成市町村</td> <td>宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町</td> </tr> <tr> <td>設立年月日</td> <td>昭和48年3月20日</td> </tr> <tr> <td>事務内容</td> <td>公共用地、公用地等の取得、管理、処分等に関する事務</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>事務所の位置</td> <td>〒626-8501京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 電話0772-22-2121 FAX0772-22-1691</td> </tr> <tr> <td>理事長</td> <td>宮津市長</td> </tr> <tr> <td>副理事長</td> <td>峰山町長</td> </tr> <tr> <td>役員</td> <td>理事12名、監事2名</td> </tr> <tr> <td>役員任期</td> <td>2年</td> </tr> <tr> <td>基本財産</td> <td>宮津市1,000千円、加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町・各300千円、京都府3,000千円</td> </tr> </table>					構成市町村	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町	設立年月日	昭和48年3月20日	事務内容	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等に関する事務	職員数	1人	事務所の位置	〒626-8501京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 電話0772-22-2121 FAX0772-22-1691	理事長	宮津市長	副理事長	峰山町長	役員	理事12名、監事2名	役員任期	2年	基本財産	宮津市1,000千円、加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町・各300千円、京都府3,000千円
構成市町村	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町																								
設立年月日	昭和48年3月20日																								
事務内容	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等に関する事務																								
職員数	1人																								
事務所の位置	〒626-8501京都府宮津市字柳縄手345-1 宮津市役所内 電話0772-22-2121 FAX0772-22-1691																								
理事長	宮津市長																								
副理事長	峰山町長																								
役員	理事12名、監事2名																								
役員任期	2年																								
基本財産	宮津市1,000千円、加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町・峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町・各300千円、京都府3,000千円																								
根拠条例・要綱・規則等																									

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	13 一部事務組合等の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 一部事務組合等		分科会名	
課 題		調 整 結 果		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第4号

19-1 自治会、行政連絡機構の取扱い

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	19-1 自治会、行政連絡機構の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 区、自治会等			分科会名	行政分科会		
現況							
項目	峰山町		大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 行政連絡機構	峰山町峰山地区区長会(旧町)	峰山町区長協議会(旧村)	大宮町自治会連絡協議会	網野町区長連絡協議会	丹後町連合区長会	弥栄町区長協議会	久美浜町区長連絡協議会
役員体制	会長 1名 副会長 2名 会計 1名 監査 2名 任期 1年	会長 1名 副会長 1名 任期 1年	会長 1名 副会長 1名 会計 1名 監事 2名 任期 1年	会長 1名 副会長 1名 会計 1名 監事 2名 任期 1年	会長 1名 副会長 1名 任期 1年	会長 1名 副会長 2名 庶務会計 1名 任期 1年	会長 1名 副会長 2名 庶務会計 1名(総務課職員) 任期 1年
事務局	総務課(一部)	農林課	企画商工課	総務課	総務課	総務課	総務課
年間スケジュール	2月 区長会 19区長出席 3月 春期総会 19区長出席 9月 視察研修 19区長出席 1月 年度末総会 19区長出席	3月 代表区長会 5区長出席 総会 18区長出席 5月 代表区長会 5区長出席 6月 代表区長会(農業) 5区長出席 7月 視察研修(農業) 18区長出席 11月 代表区長会 5区長出席 1月 総会 18区長出席	2月 区長会(各種説明) 16区長出席 4月 区長会(予算説明) 16区長出席 6月 自治連視察研修 (2泊3日) 16区長出席 12月 区長会(意見交換) 16区長出席 随時 自治連役員会 5区長出席	2月 協議会(役員選出) 11区長出席 4月 協議会(事業計画) 11区長出席 4月 区長会(予算説明) 51区長出席 8月 協議会(理事者懇談) 11区長出席 12月 協議会(決算) 11区長出席 12月 区長会(町報告) 51区長出席 随時 協議会役員会 会長、副会長、会計 の三役が出席	4月 区長会(予算説明) 12月 区長研修 (1泊2日) 2月 区長会(意見交換) 随時 連合区長会	4月 区長会(予算説明) 以降随時年4回程度 15区長出席 10月 視察研修	2月 区長連(活動計画) 9区長出席 区長会(事業説明) 71区長出席 5月 区長連(協議) 9区長出席 6月 区長連(協議) 9区長出席 7月 区長会(事業説明) 71区長出席 9月 視察研修 9区長出席 12月 区長連(決算) 9区長出席
	4月 区長会(予算説明・意見交換) 37区長出席 10月 区長会(決算報告・意見交換) 37区長出席						
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 区、自治会等		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
		<p>(案)</p> <p>単位行政区の組織については現行のとおりとし、地域コミュニティの維持・強化を図るとともに、新市の一体性を確保するため、新市発足時に新たに連合組織を設置する。なお、区への依頼事務などの行政効率を高めるため、地域性を考慮しながら連合区等一定の条件で統合できるかどうかの検討を新市において行う。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況（ 1 ）

合併協定項目	19-1 自治会、行政連絡機構の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	1 区、自治会等	分科会名		行政分科会		
		現況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
2 区への依頼事務	<p>広報紙(月1回)・お知らせ版(月2回)の配布、ポスター、ちらし等の配付 簡易な調査、確認、諸連絡 災害時の通報連絡 公的募金の取りまとめ 敬老会案内、出席者取りまとめ 民生児童委員の人選協議 その他町の要請に関する協力(以下、別途にて経費交付) 廃棄物減量等協力費 選挙公報配付 道路除雪 河川環境整備 町道維持補修(草刈作業) 地域生活路整備 交通災害共済の取りまとめ</p>	<p>広報誌(月1回)お知らせ版の配付、ポスター、ちらし等の回覧 各種事業への参加、協力 簡易な調査、確認、諸連絡 災害時の通報連絡 公的募金の取りまとめ 交通災害共済の取りまとめ 農薬委員会選挙人名簿登録申請 償却資産申告書の配布、回収 町道・農道等草刈場所取りまとめ 事業要望のとりまとめ 敬老会案内、出席者取りまとめ 表彰候補者、敬老会世話役推薦 総合検診案内等配布と回収 総合検診・事後指導会場の借用 その他町の要請に関する協力(以下、別途にて経費交付) 選挙公報配付・町道の維持管理 境界確定立会・転作確認 分別ごみ回収協力</p>	<p>広報誌(月1回)お知らせ版の配付、ポスター、ちらし等の回覧 簡易な調査、確認、諸連絡 災害時の通報連絡 公的募金の取りまとめ 公民館・グラウンド等施設管理 総合検診申込書回収 その他町の要請に関する協力(以下、別途にて経費交付) 敬老会開催 交通災害共済の取りまとめ 資源ごみ分別活動 自然公園施設等管理 河川清掃 指定文化財管理委託</p>	<p>広報誌(月1回)お知らせ版(月2回)の配付、ポスター、ちらし等の回覧 簡易な調査、確認、諸連絡 災害時の通報連絡 公的募金の取りまとめ 交通災害共済加入促進 敬老会参加取りまとめ、当日付き添い、記念品配布等 個人住宅新築、増築等状況調査 町関連事業の区民周知、啓発(以下、別途にて経費交付) 町税の徴収 国保税の徴収 介護保険料の徴収 上下水道料の徴収 粗大・散乱ごみ追放一斉清掃</p>	<p>広報誌(月1回)お知らせ版の配付、ポスター、ちらし等の回覧 簡易な調査、確認、諸連絡 災害時の通報連絡 公的募金の取りまとめ 要望事項取りまとめ 下水利用実人数調査 境界確定立会・町営住宅空家募集 転作確認・災害調査 農薬委員会選挙人名簿登録申請 リサイクル指導員の人選 敬老会案内、出席者取りまとめ 検診案内等配布と回収 文化財の協力要請(以下、別途にて経費交付) 選挙公報 河川環境整備 ゴミ袋販売 新築、滅失家屋調査協力</p>	<p>広報誌(月1回)お知らせ版の配付、ポスター、ちらし等の回覧 簡易な調査、確認、諸連絡 災害時の通報連絡 公的募金の取りまとめ 新増築・取壊し家屋の調査・報告等事務協力 健康保険証・老人保険証の配付 敬老会での記念品配付(以下、別途にて経費交付) 選挙公報配付 交通災害加入推進事務 集合税の納付書配付、集金 上下水道料納付書配布、集金 税・料の振替推進事務 健康づくり推進員推薦 資源ごみ分別指導 地区敬老会開催</p>
行政連絡	区を経由して各世帯に連絡	区を経由して各世帯に連絡	区(連合区を含む)を経由して各世帯に連絡	区を経由して各世帯に連絡	区を経由して各世帯に連絡	区を経由して各世帯に連絡
行政文書配布	<p>毎週火曜日、金曜日に区長宅又は公民館に持ち込み、区を通じて配付 旧町及び旧村職員のない区は総務課が区長宅へ持ち込み 旧村は職員が区長宅へ持ち込み</p>	<p>一般文書(毎週木曜日) 広報(毎月第1木曜日) お知らせ版(毎月第1、3木曜日) 区長宅又は公民館に持ち込み、区を通じて配付</p>	<p>定例配付は、毎月2回で10日と25日。 急を要するもの(選挙公報)に限り適宜依頼。 区長あて文書については、全て郵送。</p>	<p>毎週水曜日配布。町職員が在住の区長宅へ直接持参(職員のない地区は郵送)。</p>	<p>毎週 火曜日、木曜日に職員により配付。 遠方及び配付物により郵送</p>	<p>毎月1日、15日の2回、職員及び郵送により各区分区長に配付。 急を要するもの(選挙公報等)に限り適宜依頼。</p>
根拠条例・要綱・規則等	峰山町の区及び区長等の設置に関する条例及び施行規則	自治振興補助金等交付要綱				

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	19 - 1 自治会、行政連絡機構の取扱いに関する事	整理番号	専門部会名	総務部会
分類	1 区、自治会等		分科会名	行政分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>各町ともほぼ同様の業務を区へ依頼しているが、若干の差異がある 町において特別に区へ依頼している事務については、別枠で委託金や交付金の支払いを行っている。 行政連絡を行うための区組織とそのあり方について、整理が必要 配付物が年々増大している。 行政として区を通じて配付する文書については、明確な基準を設ける必要がある。</p>		<p>(案) 市からの配布文書等は、期日を定めて配布し、区を通じて各家庭に配布するなど、新市における区への依頼事務については、その整理・統合を含めて検討する。また、区・自治会等の支援は調整の上一元化し、引き続き新市においても支援する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第5号

21-7 マイクロバスの取扱い

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業の現況(1)

合併協定項目	2 1 7 マイクロバスの取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会	
分類	1 マイクロバス	分科会名	行政分科会			
		現況				
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
1 台数	1台 29人乗り	2台 29人乗り 2台	2台 29人乗り 1台 42人乗り 1台	3台 26人乗り 1台 29人乗り 1台 42人乗り 1台	3台 29人乗り 1台 42人乗り 2台	1台 26人乗り 1台
2 運行、管理	<p>(使用の範囲) 町の通常業務遂行上必要とする場合 町職員が行事、研修、視察に必要とする場合 町が主催する事業で特に必要と認める場合 おおむね15名以上で日帰りが原則</p> <p>総務課管理</p>	<p>(使用目的) 『1号車』 町の広報、公職活動及び研修に使用する場合 町の行政推進のため町長が特に必要と認めた場合 町内の各種団体が事業を行うため車を必要とする場合 交通安全のため町内の者が葬儀において竹野川斎場まで利用する場合1回7,000円の実費弁償を徴して使用させることができる 『2号車』 保育所の保育行事に使用する場合 五十河地区中学生の冬季通学に使用する場合 小中学校の教育行事、クラブ活動に使用する場合</p> <p>(管理) 総務課 運転 登録運転手に委託(6人)</p>	<p>運行については、町の機関の使用を優先し、空いているときには、事前に登録をしている公共の団体へ貸出ししている。 運転手は、町の登録運転手のうちから選んで町から手配している。 行先が、原則として京都府内であり、使用が連続して2日以内の場合。その他、町長が特に使用を認めた場合。 使用料は、無料としているが、登録運転手への謝礼及びガソリン代金は、使用団体が負担しなければならない。</p>	<p>運行については、町の機関の使用を優先し、空いているときには、事前に登録をしている公共の団体へ貸出ししている。 運転手は、町の登録運転手のうちから選んで町から手配している。</p>	<p>総務課の運転指令書により職員と民間委託(京都ロカ)で運行</p>	<p>(公用車の管理) 公用車総括管理 安全運転管理者。 マイクロバスの管理 総務課長(公用車取扱責任者) 公用管理者は、管理する各公用車について公用車取扱責任者を決定し、安全運転管理者に提出 公用車取扱責任者は、公用車管理者の指示に従い公用車の運行、整備その他公用車に関する事務を処理 (使用者の範囲及び運転者) 公用車を使用することができる者は、常勤の職員、非常勤の職員その他職員以外の者で町が行う視察、研修等に参加する者(運転は、職員) マイクロバスの運転業務は、町内の者に委託(公用車の運行) 公用車の運行は、公用車管理者の承認が必要 公用車管理者は、安全運転管理者又は整備管理者が運行上必要な事項について制限を付したときは、これにより運行 公用車の運行は、原則として日帰り(公用車管理者が安全運転管理者の承認を得たときは、1泊を限度として運行可能) 運行区域は、日帰りの場合にあっては京都府全域及び京都府外でおおむね片道200キロメートルの範囲、宿泊を伴う場合にあっては1日当たりの実走距離が400キロメートルの範囲(公用車管理者が安全運転管理者の承認を得たときは、その範囲を超えて運行可能)</p>
根拠条例・要綱・規則等	峰山町マイクロバス使用規程	大宮町マイクロバス使用規程	中型・小型バスの使用許可に関する取扱い規程	丹後町バス使用規程	大型バス使用要綱	久美浜町公用自動車使用規程

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	2 1 7 マイクロバスの取扱い	整理番号		専門部会名	総務部会
分類	1 マイクロバス	分科会名		行政分科会	
課 題			調 整 結 果		
<p>各町の利用基準に差異がある。 大宮町・弥栄町のみ、葬儀に利用している</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>峰山町マイクロバス使用規程(昭和62年7月1日昭和62年度訓令第1号)</p> <p>(使用の範囲)</p> <p>第2条 マイクロバス使用の範囲は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 町の通常業務遂行上必要とする場合</p> <p>(2) 町職員が行事、研修、視察に必要とする場合</p> <p>(3) 町が主催する事業で特に必要と認める場合</p> <p>2 前項の使用は、おおむね15名以上で日帰りを原則とする。</p> <p>(運行)</p> <p>第4条 マイクロバスの運行は、マイクロバス運転手帳に登録された者が運転しなければ行わない。</p> <p>(管理)</p> <p>第5条 マイクロバスは、総務課で管理する。</p> <p>2 マイクロバスの運転をした者は、次の事項を遵守し、総務課長に引き継がなければならない。</p> <p>(1) マイクロバスの使用後は、運行日誌に記録し報告すること。</p> <p>(2) マイクロバスの使用後は、必ず清掃点検すること。</p> <p>(3) 故障、破損等の場合は、その内容を明確にすること。</p> <p>(4) その他管理に必要なこと。</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第6条 マイクロバスが事故に遭遇し、搭乗者(公務災害補償の適用を受ける者を除く。)が死亡又は負傷したときは、マイクロバスが加入している保険の範囲内において補償するものとする。</p> <p>(その他)</p> <p>第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。</p> </div>			<p>(案)</p> <p>新市におけるマイクロバスの利用にあたっては、峰山町の利用基準を新市の基準として、統一して活用を図る。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第6号

5 財産及び債務の取扱いに関すること(その2)

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産			分科会名	財政分科会		
項 目		現 況					
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 基金 (平成15年度当初見込み)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
財政調整基金・減債基金	197,160	143,370	256,477	190,987	476,436	52,563	
					弥栄町は骨格予算		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産	分科会名		分科会名	財産管理分科会
課 題			調 整 結 果		
3 基金			(案) 財政調整基金・減債基金は、そのまま新市に継承する。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会	
分類	1 財産			分科会名		財政分科会		
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
3 基金 (平成15年度当初見込み)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
特定目的基金(合計)	220,273	112,721	383,005	267,552	92,863	158,503		
地域福祉基金、保健福祉基金	38,088	55,250	44,557	71,278	60,000	810		
地域環境保全基金	-	10,000	-	-	-	-		
中山間ふるさと保全基金	9,904	-	-	10,000	10,363	-		
ふるさと水と土保全対策基金	-	-	-	-	-	10,174		
みどりの環境基金	-	1,045	-	-	-	-		
町行造林管理基金	-	1,998	-	-	-	-		
中山間地域活性化推進基金	-	-	10,253	521	-	-		
住宅建設事業基金	40,189	-	23,689	-	-	-		
体育施設整備基金	55,418	-	-	-	-	-		
町立学校施設整備基金	-	-	14,233	89,982	-	-		
奨学基金	48,697	32,502	24,078	42,971	22,500	29,643		
災害救助基金	-	3,117	-	-	-	-		
油流出事故等災害対策基金	-	-	5,473	11,544	-	47,803		
高額療養費資金貸付基金	-	5,382	10,000	10,000	-	4,310		
土地開発基金(土地)	27,977	3,427	250,722	31,256	-	65,763		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産	分科会名		分科会名	財産管理分科会
課 題			調 整 結 果		
3 基金 特定目的基金			(案) 特定目的基金については、統合整理を行い新市において必要な基金を創設する。 合併時に創設する特定目的基金 地域福祉基金 地域環境保全基金 地域づくり基金 奨学基金 災害対策基金 高額療養費貸付基金 土地開発基金		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産			分科会名	財政分科会		
		現 況					
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
3 基金 (平成15年度当初見込み)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
特別会計分 (合計)	184,923	82,161	109,706	48,400	118,251	251,346	
簡易水道	-	1,659	35,955	-	157	38,983	
下水道事業	-	-	916	-	-	-	
農業集落排水	-	8,078	-	-	31,830	6,102	
老人保健施設(介護サービス)	-	-	-	-	25,005	-	
国保財政調整基金	148,156	53,783	11,974	44,400	51,257	169,774	
介護保険給付費準備基金	36,767	18,641	60,861	4,000	10,002	36,487	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
<p>3 基金</p> <p>特別会計分</p>		<p>(案)</p> <p>特別会計分の基金は、そのまま新市に継承する。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会	
分類	1 財産			分科会名	財政分科会			
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
3 基金 (平成15年度当初見込み)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
一部事務組合分(合計)	(145,921)	(85,005)	(505)	(17,336)	(14,892)	(426)		
峰山・大宮公共下水道組合	172,040千円							
(関係町按分)	(113,170)	(58,870)	-	-	-	-		
竹野川環境衛生組合	89,742千円							
(関係町按分)	(32,307)	(25,756)	-	(17,051)	(14,628)	-		
丹後広域消防組合	2,303千円							
(関係町按分)	(444)	(379)	(505)	(285)	(264)	(426)		
(総合計)	(748,277)	(423,257)	(749,693)	(524,275)	(702,442)	(462,838)		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会						
分類	1 財産			分科会名	財産管理分科会						
課 題			調 整 結 果								
3 基金 一部事務組合分			<p>(案)</p> <p>一部事務組合分の基金は、そのまま新市に継承する。</p> <p>各基金の継承先は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>峰山・大宮公共下水道組合分</td> <td>下水道特別会計</td> </tr> <tr> <td>竹野川環境衛生組合分</td> <td>地域環境保全基金</td> </tr> <tr> <td>丹後広域消防組合分</td> <td>災害対策基金</td> </tr> </table>			峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計	竹野川環境衛生組合分	地域環境保全基金	丹後広域消防組合分	災害対策基金
峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計										
竹野川環境衛生組合分	地域環境保全基金										
丹後広域消防組合分	災害対策基金										
			小委員会確認期日		協議会確認期日						

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること		整理番号				専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財政分科会				
項目	現			況				
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
4 出資金 (最新)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
合計	120,249	102,487	144,328	128,457	94,196	180,517		
北近畿タンゴ鉄道(株)	22,200	21,600	33,800	11,050	10,350	30,450		
丹後リゾート総合企画(株)	200	200	200	200	200	200		
(株)京都丹後ファーム	300	300	300	300	5,000	300		
(株)テンキテンキ村	-	-	-	43,200	-	-		
(有)バイオテック弥栄	-	-	-	-	1,150	-		
(株)久美浜縣	-	-	-	-	-	6,000		
京都府農業信用基金協会	1,940	1,900	1,930	1,600	1,610	3,060		
(社)森とみどりの公社	100	100	100	100	100	100		
(社)京都府農業開発公社	90	80	80	70	80	100		
京都府漁業信用基金協会	-	-	600	350	-	200		
丹後地区土地開発公社	300	300	300	300	300	300		
丹後地区森林組合	97	1,000	-	4,000	139	2,000		
丹後地区森林組合(峰山財産区)	97	-	-	-	-	-		
丹後地区森林組合(五箇財産区)	97	-	-	-	-	-		
網野町森林組合	-	-	310	-	-	-		
丹後地区広域市町村圏事務組合	94,828	77,007	106,708	67,287	60,267	87,807		
病院事業出資金(弥栄)	-	-	-	-	15,000	-		
国保久美浜病院出資金(久美浜)	-	-	-	-	-	50,000		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
4 出資金		<p>(案)</p> <p>現行のまま新市へ継承する。 各町の出資金は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の出資金とする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会	
分類	1 財産	分科会名	財政分科会			
項目	現		況			
	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町
5 出捐金 (最新)	千円	千円	千円	千円	千円	千円
合計	61,512	40,576	78,042	45,463	20,269	37,435
京都信用保証協会	11,473	10,266	25,421	7,681	4,356	6,014
(職)丹後地域職業訓練協会	600	5,000	600	600	600	600
(財)丹後地域地域産業振興センター	300	300	15,200	300	300	300
(財)丹後地域産業振興基金協会	360	530	1,080	380	330	300
(財)京都府暴力追放運動推進センター	479	380	549	326	283	441
(財)京都府国民年金福祉協会	300	2,500	300	300	300	300
(財)丹後あじわいの郷	500	500	500	500	3,000	500
(財)京都府丹後文化事業団	7,000	600	600	600	600	600
(財)ふるさと情報センター	500	500	500	500	500	500
京都府水産振興事業団	-	-	13,292	14,276	-	7,880
(財)峰山町公園緑化事業団	20,000	-	-	-	-	-
町社会福祉協議会(ボランティア基金)	20,000	20,000	20,000	20,000	10,000	15,000

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
5 出捐金		(案) 現行のまま新市へ継承する。 各町の出捐金は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の出捐金とする。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	1 財産		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
6 貸付金		<p>(案)</p> <p>現行のまま新市へ継承する。 各町の貸付金は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の貸付金とする。</p>		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会	
分類	2 債務			分科会名	財政分科会			
		現 況						
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町		
1 借入金 (15年度当初見込み)	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
(合計)	(7,615,952)	(7,576,700)	(13,131,027)	(9,988,346)	(12,530,537)	(17,059,246)		
普通会計地方債残高	6,038,799	5,324,524	8,731,216	6,002,873	4,378,920	7,404,160		
6町広域事業分地方債残高								
廃棄物広域処理	3,011,215	-	-	-	-	-		
(6町按分)	(603,146)	(473,664)	(698,903)	(373,090)	(319,791)	(542,621)		
地域イントラネット整備	-	-	907,200	-	-	-		
(6町按分)	(150,024)	(132,377)	(128,862)	(167,462)	(151,108)	(177,367)		
特別会計分地方債残高								
上水道事業	752,047	779,686	673,009	410,257	-	-		
簡易水道	-	423,192	1,087,961	876,081	1,590,491	1,766,096		
宅地造成	71,936	-	-	-	-	-		
特定環境下水	-	-	1,811,076	1,740,864	-	3,876,446		
農業集落排水	-	435,557	-	194,555	2,381,419	325,273		
漁業集落排水	-	-	-	115,907	-	-		
介護サービス	-	-	-	-	1,300,820	-		
病院	-	-	-	-	2,407,988	2,967,283		
国保(直診)	-	7,700	-	107,257	-	-		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会
分類	2 債務		分科会名	財産管理分科会
課 題		調 整 結 果		
1 借入金		(案) 現行のまま新市へ継承する。 各町の借入金は、特別会計も含めてそのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の借入金とする。		
		小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること			整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	2 債務					分科会名	財政分科会
現 況							
項 目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町	久美浜町	
1 借入金 (15年度当初見込み)	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
一部事務組合分(合計)	(5,379,996)	(3,000,493)	(873,762)	(901,649)	(487,819)	(108,939)	
奥丹後養老施設組合	71,365						
(関係町按分)	(14,773)	(11,775)	(17,484)	(7,779)	(6,637)	(12,917)	
峰山・大宮公共下水道組合	6,709,325						
(関係町按分)	(4,413,461)	(2,295,864)	-	-	-	-	
竹野郡塵芥処理組合	1,400,817						
(関係町按分)	-	-	(742,433)	(378,221)	(280,163)	-	
竹野川環境衛生組合	2,052,212						
(関係町按分)	(851,668)	(607,455)	-	(451,487)	(141,602)	-	
丹後広域消防組合	518,939						
(関係町按分)	(100,094)	(85,399)	(113,845)	(64,162)	(59,417)	(96,022)	
(総合計)	(12,995,948)	(10,577,193)	(14,004,789)	(10,889,995)	(13,018,356)	(17,168,185)	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号	専門部会名	企画財政部会										
分類	2 債務		分科会名	財産管理分科会										
課 題		調 整 結 果												
1 借入金 一部事務組合分		<p>(案)</p> <p>一部事務組合の借入金は、そのまま新市に継承する。</p> <p>各借入金の継承先は次のとおりとする。</p> <table border="0"> <tr> <td>奥丹後養老施設組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> <tr> <td>峰山・大宮公共下水道組合分</td> <td>下水道特別会計</td> </tr> <tr> <td>竹野郡塵芥処理組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> <tr> <td>竹野川環境衛生組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> <tr> <td>丹後広域消防組合分</td> <td>一般会計</td> </tr> </table>			奥丹後養老施設組合分	一般会計	峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計	竹野郡塵芥処理組合分	一般会計	竹野川環境衛生組合分	一般会計	丹後広域消防組合分	一般会計
奥丹後養老施設組合分	一般会計													
峰山・大宮公共下水道組合分	下水道特別会計													
竹野郡塵芥処理組合分	一般会計													
竹野川環境衛生組合分	一般会計													
丹後広域消防組合分	一般会計													
		小委員会確認期日		協議会確認期日										

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関する事	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	2 債務	分科会名	財政分科会		
現 況					
2 債務負担行為(平成15年度当初予算)					
	事 項	限 度 額(千円)	期 間		
峰山町	商店街等活性化整備事業用地等取得事業	45,457	H8~17年度		
	峰山駅東口駅前広場用地取得事業	61,000	H8~16年度		
	社会福祉施設建設用地取得事業	37,000	H14~18年度		
	特別養護老人ホーム	265,000	H6~25年度		
	道路用地取得事業	16,000	H15~16年度		
	長岡地内分譲住宅(第二期分)造成事業<特会>	20,000	H15~16年度		
大宮町	老人福祉施設用地購入	104,000	H8~19年度		
	役場庁舎用地取得	143,000	H9~16年度		
	営農飲雑用水整備事業融資償還助成	5,948	H10~34年度		
	営農飲雑用水整備事業融資償還助成	4,585	H11~35年度		
	老人福祉施設建設資金借入金償還補助	239,010	H11~30年度		
	特別養護老人ホーム建設資金借入金償還補助	97,750	H11~30年度		
	土地改良施設維持管理適正化事業(25期)	8,500	H14~18年度		
	職業訓練センター駐車場整備	50,000	H14~19年度		
	町道丸田線道路用地購入	15,000	H15~17年度		

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	2 債務	分科会名		分科会名	財産管理分科会
課 題			調 整 結 果		
2 債務負担行為			(案) 現行のまま新市へ継承する。 合併までに行った各町の債務負担行為は、そのまま新市へ引き継ぎ、6町分を合わせて新市の債務負担とする。		
			小委員会確認期日		協議会確認期日

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	5 財産及び債務の取扱いに関すること	整理番号		専門部会名	企画財政部会
分類	2 債務	分科会名	財政分科会		
現 況					
2 債務負担行為(平成15年度当初予算)					
	事 項	限 度 額(千円)	支出年度		
網野町	施設整備に係る借入資金返済に対する補助金	30,000	H8~27年度		
	京都府就農研修資金償還金助成事業	3,600	H9~16年度		
	町道河原線道路改良事業用地取得費	所要額	H11~20年度		
	農業振興総合整備事業	事業に要する経費の25%以内	H11~17年度		
	高齢者福祉施設整備に係る借入金返済金等に対する補助金	18,200	H12~21年度		
	町道郷新田岡線道路新設改良事業用地	所要額	H14~32年度		
	知的障害者通所授産施設整備に係る借入金返済金等に対する補助金	50,000	H14~28年度		
	丹後ふるさと病院への補助(利子分補助)	利子相当分	H14~34年度		
	網野町新規就農研修資金償還助成事業	3,600	H14~25年度		
広域営農団地農道整備事業負担金	定めた額	H15~19年度			
丹後町	特別養護老人ホームいちがお園建設資金償還補助金	122,120	H3~22年度		
久美浜町	土地開発公社償還費 11件	670,011	H4~22年度		
	特別養護老人ホーム久美浜苑建設用地取得造成資金償還補助金	140,620	S63~19年度		
	平成5、6年度農地利用増進事業損失補償	限度額	H5~16年度		
	平成8、12年度農地利用増進事業損失補償	限度額	H8~22年度		
	人事給与システム	7,080	H12~16年度		
	特別養護老人ホーム償還費補助(太陽福祉会)	30,000	H14~33年度		
	積算システム	732	H14~16年度		
	家屋評価システム	3,082	H15~19年度		
	戸籍総合システム賃借料及び保守料	26,712	H16~20年度		
最終処分場改修費	777,000	H16年度			

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第7号

21-13 町営バス事業の取扱い

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書（ 1 ）

合併協定項目	21-13 町営バス事業の取扱い				整理番号	21 13	専門部会名	企画財政部会
分類	1 町営バス事業				分科会名	企画分科会		
現 況								
項目	峰山町	大宮町	網野町	丹後町	弥栄町		久美浜町	
1 町営バス	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし				
運営主体					弥栄町 経営方法 タクシー会社へ全面委託 専用バス1台は町有（メンテナンスも町） 委託料 H13実績 4,900千円		久美浜町 運行業務を円滑に実施するため、運行に関する業務及び運賃の徴収・収納に関する事務を、有限会社 久美浜観光園に委託。 委託契約額 6,045,732円（13年度） 委託契約期間 1年間 川上線 1台 佐濃北線 1台 計 2台	
路線名					須川線 等楽寺線		川上線 佐濃北線	
路線概要					須川線 溝谷～鳥取～黒部～須川 等楽寺線 溝谷～外村～等楽寺		川上線「かわせみ号」 ・上り（市野々～高龍中学校前～久美浜病院経由～久美浜駅） 1日4便 ・下り（久美浜駅～久美浜病院～久美浜高校前～市野々） 1日3便 （久美浜駅～久美浜病院～久美浜高校前～久美浜駅～久美浜病院～市野々） 1日1便 佐濃北線「やまばと号」 ・上り（郷～海部小学校前～久美浜病院～久美浜駅） 1日4便 ・下り（久美浜駅～久美浜病院～海部小学校前～郷） 1日4便	
路線数					2路線（一日3往復）		2路線	
利用者数					2,576人（H12.9～H13.8） 須川線 2,111人 等楽寺線 465人		・平成12年度 川上線 7,688人、 佐濃北線 6,106人 ・平成13年度 川上線 7,585人、 佐濃北線5,864人	
利用増進関係事業					無し		回数券発行（1冊 2,000円） 乗車料1回200円 ・一般券 1冊11枚（回）綴り ・学生券 1冊13枚（回）綴り ・施設券 1冊13枚（回）綴り ・障害者用券 1冊15枚（回）綴り	
根拠条例・要綱・規則等					弥栄町営バス事業の設置並びに運行管理に関する規則		久美浜町営バス運行事業に関する条例	

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(2)

合併協定項目	21-13 町営バス事業の取扱い	整理番号		専門部会名	企画財政部会																																		
分類	1 町営バス事業	分科会名		企画分科会																																			
課 題		調 整 結 果																																					
<p>弥栄町と久美浜町にある町営バス事業をどのように継続していくか。</p> <p>バス事業者は、改正道路運送法によりこれまでの免許制から許可制へとバス事業参入への規制緩和が図られ、門戸は開放されたものの、一方、いつでもバス事業から撤退できることにもなっており、不採算路線の切り捨てが容易になったことから、現状の町営バス路線は、市営バスとして維持する必要がある。</p>		<p>(案) 現行のまま、新市に継承する。</p> <p>(理由) コミュニティバスなどの市域全域への運行を考える時、路線及び料金の見直しも含め、また京都府の補助制度を見ながら検討する。</p> <p>(参考) 弥栄町料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>距離 (km)</th> <th>料金 (円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>～ 1 . 5</td><td>8 0</td></tr> <tr><td>1 . 6 ～ 2 . 9</td><td>9 0</td></tr> <tr><td>3 . 0 ～ 3 . 9</td><td>1 0 0</td></tr> <tr><td>4 . 0 ～ 4 . 9</td><td>1 1 0</td></tr> <tr><td>5 . 0 ～ 5 . 9</td><td>1 2 0</td></tr> <tr><td>6 . 0 ～ 6 . 9</td><td>1 4 0</td></tr> <tr><td>7 . 0 ～ 7 . 9</td><td>1 5 0</td></tr> <tr><td>8 . 0 ～ 8 . 9</td><td>1 6 0</td></tr> <tr><td>9 . 0 ～ 9 . 9</td><td>1 8 0</td></tr> <tr><td>1 0 . 0 ～ 1 0 . 9</td><td>1 9 0</td></tr> <tr><td>1 1 . 0 ～ 1 1 . 9</td><td>2 0 0</td></tr> <tr><td>1 2 . 0 ～ 1 2 . 9</td><td>2 1 0</td></tr> <tr><td>1 3 . 0 ～ 1 3 . 9</td><td>2 2 0</td></tr> <tr><td>1 4 . 0 ～ 1 5 . 9</td><td>2 3 0</td></tr> <tr><td>1 6 . 0 ～ 1 6 . 9</td><td>2 5 0</td></tr> <tr><td>1 7 . 0 ～ 1 7 . 9</td><td>2 6 0</td></tr> </tbody> </table> <p>久美浜町 一律200円</p>				距離 (km)	料金 (円)	～ 1 . 5	8 0	1 . 6 ～ 2 . 9	9 0	3 . 0 ～ 3 . 9	1 0 0	4 . 0 ～ 4 . 9	1 1 0	5 . 0 ～ 5 . 9	1 2 0	6 . 0 ～ 6 . 9	1 4 0	7 . 0 ～ 7 . 9	1 5 0	8 . 0 ～ 8 . 9	1 6 0	9 . 0 ～ 9 . 9	1 8 0	1 0 . 0 ～ 1 0 . 9	1 9 0	1 1 . 0 ～ 1 1 . 9	2 0 0	1 2 . 0 ～ 1 2 . 9	2 1 0	1 3 . 0 ～ 1 3 . 9	2 2 0	1 4 . 0 ～ 1 5 . 9	2 3 0	1 6 . 0 ～ 1 6 . 9	2 5 0	1 7 . 0 ～ 1 7 . 9	2 6 0
距離 (km)	料金 (円)																																						
～ 1 . 5	8 0																																						
1 . 6 ～ 2 . 9	9 0																																						
3 . 0 ～ 3 . 9	1 0 0																																						
4 . 0 ～ 4 . 9	1 1 0																																						
5 . 0 ～ 5 . 9	1 2 0																																						
6 . 0 ～ 6 . 9	1 4 0																																						
7 . 0 ～ 7 . 9	1 5 0																																						
8 . 0 ～ 8 . 9	1 6 0																																						
9 . 0 ～ 9 . 9	1 8 0																																						
1 0 . 0 ～ 1 0 . 9	1 9 0																																						
1 1 . 0 ～ 1 1 . 9	2 0 0																																						
1 2 . 0 ～ 1 2 . 9	2 1 0																																						
1 3 . 0 ～ 1 3 . 9	2 2 0																																						
1 4 . 0 ～ 1 5 . 9	2 3 0																																						
1 6 . 0 ～ 1 6 . 9	2 5 0																																						
1 7 . 0 ～ 1 7 . 9	2 6 0																																						
		小委員会確認期日		協議会確認期日																																			

第17回 総務・企画・議会小委員会

協議第8号

21-15 指定金融機関の取扱い

平成15年5月20日提出

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書(1)

合併協定項目	2 1 その他必要な事項に関すること		整理番号	2 1 - 1 5 - 1		専門部会名	企画財政部会
分類	1 5 指定金融機関の取扱い		分科会名	出納分科会			
現 況							
項 目	峰 山 町	大 宮 町	網 野 町	丹 後 町	弥 栄 町	久 美 浜 町	
1 指定金融機関							
年間委託料 手数料	京都銀行 なし 10円+消費税	京都銀行 なし 10円+消費税	京都銀行 なし 10円+消費税	京都銀行 なし 10円+消費税	京都銀行 なし 10円+消費税	京都銀行 なし 10円+消費税	
根拠条例・要綱・規則等							

峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会 事務事業調書 (2)

合併協定項目	2 1 その他必要な事項に関すること	整理番号	2 1 - 1 5 - 1	専門部会名	企画財政部会
分類	1 5 指定金融機関の取扱い	分科会名	出納分科会		
課 題			調 整 結 果		
<p>1 指定金融機関</p> <p>指定金融機関は、6町とも同一である。</p>			<p>(案)</p> <p>指定金融機関は、現行のまま新市に継承する。</p>		
			小委員会確認期日		協議会確認期日